

令和 7 年 3 月
令和 7 年第 2 回 栃木市議会定例会
議 案 書

栃 木 市

番 号	件 名	
報告第 2 号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	1
議案第 5 号	令和 7 年度栃木市一般会計予算	別冊
議案第 6 号	令和 7 年度栃木市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第 7 号	令和 7 年度栃木市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第 8 号	令和 7 年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算	別冊
議案第 9 号	令和 7 年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算	別冊
議案第 10 号	令和 7 年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計予算	別冊
議案第 11 号	令和 7 年度栃木市平川産業団地特別会計予算	別冊
議案第 12 号	令和 7 年度栃木市水道事業会計予算	別冊
議案第 13 号	令和 7 年度栃木市下水道事業会計予算	別冊
議案第 14 号	市長の専決処分事項の承認について （令和 6 年度栃木市一般会計補正予算（第 9 号））	3
議案第 15 号	令和 6 年度栃木市一般会計補正予算（第 10 号）	別冊
議案第 16 号	令和 6 年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 17 号	令和 6 年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 18 号	令和 6 年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 19 号	令和 6 年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定） 補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 20 号	令和 6 年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 21 号	令和 6 年度栃木市平川産業団地特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 22 号	栃木市企業版ふるさと応援基金条例の制定について	4
議案第 23 号	栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和 に関する条例の制定について	7
議案第 24 号	栃木市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の制定について	11
議案第 25 号	栃木市乳児等通園支援事業利用者負担金徴収条例の制定について	27
議案第 26 号	栃木市栃木インター西産業団地事業基金条例の制定について	29
議案第 27 号	栃木市表彰条例の一部を改正する条例の制定について	32
議案第 28 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する 条例の制定について	34

議案第 29 号	栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する 条例の制定について……………	38
議案第 30 号	栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について……………	40
議案第 31 号	栃木市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	42
議案第 32 号	一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部を改正する 条例の制定について……………	70
議案第 33 号	栃木市旧栃木警察署跡地土地利用事業者審査委員会条例の一部を改正する 条例の制定について……………	73
議案第 34 号	栃木市税条例及び栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について……………	75
議案第 35 号	栃木市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について……………	77
議案第 36 号	栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について……………	79
議案第 37 号	栃木市社会福祉法人等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	81
議案第 38 号	栃木市地域活動支援センター条例の一部を改正する条例の制定について……………	83
議案第 39 号	栃木市地域包括支援センターの包括的支援事業の職員及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	85
議案第 40 号	栃木市学童保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	88
議案第 41 号	栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例の制定について……………	90
議案第 42 号	栃木市保育所条例の一部を改正する条例の制定について……………	92
議案第 43 号	栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び栃木市 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正 する条例の制定について……………	94
議案第 44 号	栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子 育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の 制定について……………	97
議案第 45 号	栃木市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供 に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	100
議案第 46 号	栃木市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について……………	102
議案第 47 号	栃木市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例の制定について……………	107

議案第48号	栃木市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例の一部を改正する 条例の制定について……………	109
議案第49号	栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について……………	114
議案第50号	栃木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の 一部を改正する条例の制定について……………	142
議案第51号	栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する 条例の制定について……………	144
議案第52号	栃木市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の 一部を改正する条例の制定について……………	148
議案第53号	栃木市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止 に関する条例を廃止する条例の制定について……………	153
議案第54号	栃木市西方さくらホーム条例を廃止する条例の制定について……………	156
議案第55号	栃木市民間保育所設置運営事業者審査委員会条例を廃止する 条例の制定について……………	158
議案第56号	工事請負契約の締結について（平井川第2調節池整備工事）……………	160
議案第57号	財産の無償貸付けについて……………	161
議案第58号	財産の取得の変更について（公共施設（10施設）LED照明器具）……………	162
議案第59号	財産の処分について……………	163
議案第60号	市道路線の認定について……………	164
議案第61号	市道路線の変更について……………	166
議案第62号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて……………	167
議案第63号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて……………	168
議案第64号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて……………	169
議案第65号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて……………	170
議案第66号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて……………	171
議案第67号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて……………	172
議案第68号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて……………	173
議案第69号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて……………	174
議案第70号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて……………	175

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、
別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和 7 年 2 月 21 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

専決第 1 号 損害賠償の額の決定に関する専決処分

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和7年1月30日

栃木市長 大 川 秀 子

令和6年12月31日、栃木市大平町川連地内において発生した道路管理の瑕疵による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

医療法人社団 黒須整形外科医院

2 損害賠償の額

19,775円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

市長の専決処分事項の承認について

令和 6 年度栃木市一般会計補正予算（第 9 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別冊のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求める。

令和 7 年 2 月 21 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市企業版ふるさと応援基金条例の制定について

栃木市企業版ふるさと応援基金条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市企業版ふるさと応援基金条例

(設置)

第1条 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（以下「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」という。）に要する経費の財源に充てるため、栃木市企業版ふるさと応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金は、指定の寄附金及び一般会計歳入歳出予算で定める金額を積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区内における建築基準
法の制限の緩和に関する条例の制定について

栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の
緩和に関する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 21 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区内における建築基準 法の制限の緩和に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第85条の3の規定に基づき、栃木市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成22年栃木市条例第228号。以下「保存条例」という。）において定められた現状変更の規制及び保存のための措置を確保するため、栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区内における法の規定による制限を緩和することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 伝統的建造物 保存条例第3条第2項第2号に規定する伝統的建造物をいう。
- (2) 修景基準 保存条例第3条第1項の規定により定められた保存計画に定める修景基準をいう。

(道路内の建築制限の緩和)

第3条 伝統的建造物について建築、大規模の修繕又は大規模の模様替（保存条例第4条第1項の規定による許可を受け、又は保存条例第6条の規定による協議が成立したものに限る。以下「建築等」という。）をする場合において、当該建築等をしたときの伝統的建造物の壁面（軒、ひさしその

他これらに類するものを含む。以下同じ。)の位置が当該建築等に係る従前の伝統的建造物の壁面の位置から道路の側に超えないものについては、法第44条第1項本文の規定は、適用しない。

- 2 規則で定める区間に面する伝統的建造物以外の建築物について修景基準に適合して建築等をする場合において、当該建築等をしたときの伝統的建造物以外の建築物の壁面の位置が、当該区間に面する伝統的建造物のうち当該区間の中心線から最短の距離にあるものの壁面の位置から道路の側に超えないものについては、法第44条第1項本文の規定は、適用しない。
- 3 規則で定める区間に面する敷地内に2以上の建築物があり、当該敷地内の建築物について建築等をする場合において、当該敷地内の建築等をしない伝統的建造物及び伝統的建造物以外の建築物（現に修景基準に適合しているものに限る。）については、法第44条第1項本文の規定は、適用しない。

（建築物の各部分の高さの制限の緩和）

第4条 伝統的建造物について建築等をする場合において、当該建築等をしたときの伝統的建造物の各部分の高さが当該建築等に係る従前の伝統的建造物の各部分の高さを超えないものについては、法第56条第1項第1号の規定は、適用しない。

- 2 規則で定める区間に面する伝統的建造物以外の建築物について修景基準に適合して建築等をする場合において、当該建築等をしたときの伝統的建造物以外の建築物の高さが、当該区間に面する伝統的建造物のうち最も高いものの高さを超えないものについては、法第56条第1項第1号の規定は、適用しない。
- 3 規則で定める区間に面する敷地内に2以上の建築物があり、当該敷地内

の建築物について建築等をする場合において、当該敷地内の建築等をしない伝統的建造物及び伝統的建造物以外の建築物（現に修景基準に適合しているものに限る。）については、法第56条第1項第1号の規定は、適用しない。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の制定について

栃木市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第18条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 乳児等通園支援事業の区分（第19条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第20条—第23条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第24条・第25条）

第3章 雑則（第26条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（最低基準の目的等）

第2条 この条例に定める基準（次項及び次条において「最低基準」という。）は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が、乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児

への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。)を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児(以下「利用乳幼児」という。)が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

- 2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第3条 乳児等通園支援事業を行う者(以下「乳児等通園支援事業者」という。)は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

- 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

- 3 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、乳児等通園支援事業者に対し最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第4条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その

結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第5条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第6条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との

連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の一般的要件）

第8条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等）

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上

に努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第10条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

第11条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の防止）

第12条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（衛生管理等）

第13条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

- 3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第14条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第15条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに乳児等通園支援の提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに乳児等通園支援事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第16条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第17条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第18条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 乳児等通園支援事業の区分

第19条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所（子ども・子育て支援法（

平成 24 年法律第 65 号) 第 7 条第 4 項に規定する保育所をいう。以下同じ。)、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号) 第 2 条第 6 項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。) 又は家庭的保育事業等(法第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等をいい、居宅訪問型保育事業(法第 6 条の 3 第 1 1 項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。)を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第 2 節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第 20 条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満 2 歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児 1 人につき 1.65 平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第 1 号の幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満 2 歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保

育室又は遊戯室及び便所を設けること。

(6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児 1 人につき 1.98 平方メートル以上であること。

(7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を 2 階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を 3 階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が 1 以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2 階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第 2 条第 7 号の 2 に規定する

		準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3 階	常用	1 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4 階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段（同条第 1 項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の 1 階から保育室等が設けられてい

		る階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
--	--	---

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上りを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(職員)

第21条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下ることはできない。

3 乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する者でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができ。

- (1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園（子ども・子育て支援法第7条第4項に規定する幼稚園をいう。）、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する者に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士である場合
- (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができる場合

（乳児等通園支援の内容）

第22条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年栃木市条例第20号）第28条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第23条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第24条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に定める基準（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園の認定の要件を定める条例（平成18年栃木県条例第50号）に定める基準
- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和5年栃木県条例第19号）に定める基準
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年栃木市条例第45号）に定める基準（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

(準用)

第25条 第22条及び第23条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第22条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」と、第23条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」と読み替えるものとする。

第3章 雑則

(電磁的記録)

第26条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、

謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

栃木市乳児等通園支援事業利用者負担金徴収条例の制定について

栃木市乳児等通園支援事業利用者負担金徴収条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 21 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市乳児等通園支援事業利用者負担金徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第1項の規定により市が実施する栃木市乳児等通園支援事業（以下「事業」という。）において、事業を利用する乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）の保護者（以下「保護者」という。）から徴収する費用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用者負担金)

第2条 保護者の費用負担（以下「利用者負担金」という。）の額は、利用乳幼児1人当たり1時間につき300円とする。

(利用者負担金の徴収時期)

第3条 利用者負担金は、事業を利用した日に徴収するものとする。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(利用者負担金の減免)

第4条 市長は、特に必要があると認めるときは、利用者負担金を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

栃木市栃木インター西産業団地事業基金条例の制定について

栃木市栃木インター西産業団地事業基金条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 21 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市栃木インター西産業団地事業基金条例

(設置)

第1条 栃木インター西産業団地事業（以下「事業」という。）に要する経費の財源に充てるため、栃木市栃木インター西産業団地事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金は、栃木インター西産業団地特別会計歳入歳出予算で定める金額を積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、栃木インター西産業団地特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又

は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木市表彰条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市表彰条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 21 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市表彰条例の一部を改正する条例

栃木市表彰条例（平成 23 年栃木市条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「、記念品及びき章」を「及び記念品」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に關
する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に關する条例を
次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 21 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(栃木市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第1条 栃木市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成22年栃木市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第11条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(栃木市職員退隠料条例の一部改正)

第2条 栃木市職員退隠料条例（平成22年栃木市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「懲役又は禁錮^この刑」を「拘禁刑」に改め、同条第2項中「禁錮^こ」を「拘禁刑」に改める。

(栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第3条 栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成22年栃木市条例第234号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(栃木市行政不服審査会条例の一部改正)

第4条 栃木市行政不服審査会条例（平成27年栃木市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第7条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号。以下「刑法等一部改正法」という。）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号。以下この項において「旧刑法」という。）第１２条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第１３条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第１６条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(委任)

- 5 附則第２項から前項までに定めるもののほか、刑法等一部改正法及び刑

法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 6 8 号）並びにこの条例の施行に伴い必要な経過措置は、市長が別に定める。

栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 21 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 22 年栃木市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 3 第 2 項中「3 歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第 4 項中「第 2 項中「3 歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「第 2 項」に、「がある」を「がある」に改める。

別表第 1 の 12 の項中「6 週間」を「8 週間」に改め、同表の 17 の項中「看護」を「看護等」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「を行うこと」を「若しくは学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 20 条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして規則で定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち規則で定めるものへの参加をすること」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
部を改正する条例の制定について

栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
る条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
部を改正する条例

栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成22年栃
木市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の175」を「100分の172.5」に改め
る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

栃木市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に
について

栃木市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 21 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

栃木市職員の給与に関する条例（平成 22 年栃木市条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「単身赴任手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第 4 条第 5 項中「により職員」の次に「（次項各号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）」を加え、「7 級以上」を「7 級」に改め、同条第 6 項を次のように改める。

6 次に掲げる職員の第 4 項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

(1) 55 歳に達する日の属する年度の前年度の末日を超えて在職する職員（次号に掲げる職員を除く。）

(2) 行政職給料表又は消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの

第 8 条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（扶養手当）」を付し、同条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 3 項中「及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」を「に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 1 万 3, 000 円、同項第 2 号から第 5 号までのいずれかに該当する扶養親族」に、「職務の級が 8 級である職員（以下「8 級職員」という。）」

を「行政職給料表又は消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの」に改め、「、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円」を削り、同条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第9条の2第2項第3号中「100分の15」を「100分の12」に改め、同項第4号中「100分の12」を「100分の8」に改め、同項第5号中「100分の10」を「100分の4」に改め、同項第6号及び第7号を削る。

第9条の3第1項第2号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）」を加える。

第10条第1項第1号中「道路（以下この項から第3項まで）」を「道路（以下この条）」に改め、「以外」の次に「の職員」を加え、同条第2項第1号中「以下この号及び次項」を「次項及び第5項」に、「という。）」を「という。）」に改め、同号ただし書を削り、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員のうち、」を「第10条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（」に改め、「定める職員」の次に「に限る。）」を加え、同項第3号中「（1月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、

5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条第3項中「(第1号)の次に「、次項及び第5項」を加え、「でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、「。第1号)の次に「及び次項」を加え、同条第1号本文中「新幹線鉄道等」の次に「の利用に係る特別料金等」を加え、「の2分の1に相当する額。」を「に相当する額(第5項において「特別料金等相当額」という。)」に改め、同号ただし書を削り、同条第4項中「規定は、」の次に「新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)その他」を加え、同条中第8項を第9項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第10条の2第3項中「第1項」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当

該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(在宅勤務等手当)

第10条の3 住居その他これに準ずるものとして規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、規則で定める期間以上の期間について1月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第16条の3第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「各号に定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第17条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.2

5」を「100分の70」に、「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の61.25」を「100分の60」に改める。

第17条の2第3号及び第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第17条の3第1項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に、「次項」を「第3項」に改め、同条第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第17条の4第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の50」に、「100分の61.25」を「100分の60」に改める。

第17条の5中「、第8条、第9条及び第9条の3」を「及び第8条」に改める。

第17条の6の見出し中「扶養手当等」を「管理職手当等」に改め、同条中「、扶養手当」を削る。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	

11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	

50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	
86	256,000	297,100	346,000			
87	256,300	297,400	346,400			
88	256,600	297,700	346,800			

89	256,900	298,000	347,000				
90	257,200	298,300	347,400				
91	257,500	298,600	347,800				
92	257,800	299,000	348,200				
93	258,100	299,200	348,400				
94		299,400	348,800				
95		299,700	349,200				
96		300,100	349,500				
97		300,300	349,800				
98		300,600	350,200				
99		301,000	350,600				
100		301,400	351,000				
101		301,600	351,500				
102		301,900	351,900				
103		302,200	352,300				
104		302,500	352,700				
105		302,700	353,200				
106		303,000	353,600				
107		303,300	353,900				
108		303,600	354,200				
109		303,800	354,700				
110		304,200					
111		304,600					
112		304,900					
113		305,100					
114		305,300					
115		305,600					
116		306,000					
117		306,200					
118		306,400					
119		306,700					
120		307,000					
121		307,400					
122		307,600					
123		307,900					
124		308,200					
125		308,500					

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給 料 月 額 円	基 準 給 料 月 額 円	基 準 給 料 月 額 円	基 準 給 料 月 額 円	基 準 給 料 月 額 円	基 準 給 料 月 額 円	基 準 給 料 月 額 円	基 準 給 料 月 額 円	基 準 給 料 月 額 円
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第 2（第 3 条関係）

消防職給料表

職 員 の 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	211,600	232,600	255,500	295,400	331,900	353,300	384,100	420,300
	2	214,000	234,800	257,500	296,400	333,400	355,000	385,800	421,900
	3	216,400	237,000	259,700	297,400	334,900	356,700	387,500	423,500
	4	218,800	239,200	261,900	298,300	336,400	358,300	389,200	425,000
	5	221,200	241,400	264,000	298,900	337,900	359,900	390,700	426,500
	6	223,600	243,400	265,300	299,600	339,300	361,600	392,300	428,100
	7	226,000	245,400	266,600	300,300	340,600	363,200	393,900	429,500
	8	228,200	247,200	267,900	301,000	341,900	364,800	395,500	430,900
	9	230,400	249,000	269,200	301,700	343,200	366,400	397,100	432,000
	10	232,500	250,700	270,500	302,400	344,800	368,000	398,700	433,400
	11	234,600	252,400	271,800	303,100	346,400	369,600	400,300	434,900
	12	236,600	253,800	273,100	303,700	348,000	371,200	401,900	436,400
	13	238,600	255,200	274,400	304,400	349,500	372,800	403,400	437,700
	14	240,600	257,000	275,600	305,200	351,100	374,400	405,400	439,400
	15	242,600	258,400	276,700	305,900	352,700	376,000	407,400	441,000
	16	244,200	259,900	278,200	306,700	354,200	377,600	409,400	442,600
	17	245,800	261,400	279,500	307,400	355,700	379,200	410,900	444,000
	18	247,300	262,600	280,800	308,200	357,300	380,800	412,600	445,700
	19	248,800	263,800	282,100	309,200	358,900	382,400	414,200	447,400
	20	250,300	264,900	283,300	310,100	360,400	384,000	415,900	449,000
	21	251,800	266,200	284,500	311,000	361,900	385,600	417,500	450,400
	22	253,400	267,400	285,100	312,300	363,500	387,200	419,000	451,100
	23	254,900	268,700	285,700	313,600	365,100	388,900	420,500	451,800
	24	256,400	270,000	286,300	314,900	366,700	390,600	421,900	452,500
	25	257,900	271,400	286,800	316,200	368,100	392,300	423,100	452,900

26	259,100	272,800	287,400	317,700	369,800	394,300	424,600	453,400
27	260,300	274,100	288,000	319,000	371,500	396,200	426,100	454,000
28	261,500	275,400	288,500	320,100	373,100	398,100	427,500	454,600
29	262,700	276,400	289,000	321,100	374,700	399,800	429,000	455,200
30	264,000	277,700	289,600	322,300	376,300	401,200	430,300	455,900
31	265,300	279,000	290,100	323,500	377,900	402,400	431,500	456,400
32	266,600	280,200	290,600	324,600	379,600	403,700	432,700	456,900
33	267,900	281,400	291,100	325,700	381,300	404,700	433,700	457,400
34	269,400	282,000	291,700	326,900	383,300	405,800	434,400	457,700
35	270,700	282,600	292,200	328,100	385,300	406,800	435,200	458,000
36	272,100	283,200	292,700	329,200	387,300	407,800	435,900	458,400
37	273,100	283,700	293,200	330,300	389,000	408,900	436,400	458,800
38	274,400	284,300	293,800	331,500	390,700	410,100	436,800	459,000
39	275,700	284,900	294,400	332,700	392,200	411,200	437,200	459,300
40	276,900	285,500	295,000	333,900	393,700	412,300	437,500	459,500
41	278,100	286,000	295,700	335,100	394,900	413,500	437,800	459,900
42	278,700	286,600	296,400	336,300	395,900	414,300	438,100	460,100
43	279,300	287,200	297,100	337,500	396,900	415,100	438,400	460,300
44	279,900	287,700	297,800	338,700	397,900	415,700	438,700	460,500
45	280,300	288,200	298,400	339,900	399,000	416,200	438,900	460,900
46	280,900	288,700	299,300	341,200	400,100	416,900	439,200	
47	281,400	289,200	300,100	342,400	401,200	417,600	439,500	
48	281,900	289,700	300,900	343,600	402,300	418,200	439,800	
49	282,400	290,300	301,700	344,800	403,600	418,900	440,100	
50	283,000	290,800	302,800	346,200	404,400	419,300	440,400	
51	283,500	291,400	303,900	347,500	405,200	419,900	440,700	
52	284,000	292,000	304,900	348,800	405,800	420,500	441,000	
53	284,500	292,600	305,900	349,700	406,300	420,900	441,200	
54	285,100	293,300	307,000	351,000	407,000	421,300	441,500	
55	285,600	294,000	308,000	352,200	407,700	421,800	441,800	
56	286,100	294,700	309,100	353,400	408,400	422,300	442,100	
57	286,600	295,300	310,100	354,600	408,700	422,800	442,300	
58	287,100	296,200	311,200	356,000	409,400	423,400	442,600	
59	287,600	297,000	312,300	357,400	410,100	423,800	442,900	
60	288,100	297,800	313,400	358,800	410,600	424,200	443,100	
61	288,600	298,600	314,400	360,100	411,000	424,600	443,300	
62	289,100	299,500	315,500	361,600	411,400	424,900	443,600	
63	289,600	300,400	316,600	363,100	411,900	425,200	443,900	
64	290,100	301,300	317,700	364,500	412,400	425,500	444,200	

65	290,600	302,100	318,700	365,700	412,900	425,800	444,400
66	291,100	303,000	319,800	367,100	413,300	426,100	444,700
67	291,600	303,800	320,900	368,400	413,800	426,400	445,000
68	292,100	304,600	322,000	369,800	414,300	426,600	445,300
69	292,600	305,500	323,000	370,900	414,800	426,800	445,500
70	293,100	306,400	324,200	372,100	415,300	427,100	445,800
71	293,600	307,300	325,400	373,300	415,900	427,400	446,100
72	294,100	308,200	326,600	374,500	416,400	427,600	446,400
73	294,600	309,000	327,300	375,800	416,800	427,800	446,600
74	295,200	309,900	328,600	377,000	417,400	428,100	
75	295,800	310,800	329,900	378,200	417,900	428,400	
76	296,300	311,600	331,200	379,300	418,100	428,600	
77	296,800	312,300	332,500	380,400	418,400	428,800	
78	297,400	313,200	333,900	381,600	418,900	429,100	
79	298,000	314,100	335,300	382,700	419,200	429,400	
80	298,600	315,100	336,700	383,900	419,500	429,600	
81	299,200	316,000	338,000	385,000	419,800	429,800	
82	299,900	317,100	339,600	385,600	420,200	430,100	
83	300,600	318,100	341,100	386,100	420,600	430,400	
84	301,200	319,100	342,600	386,600	421,000	430,600	
85	301,800	320,000	344,000	387,200	421,300	430,800	
86	302,500	321,000	345,500	387,800			
87	303,200	322,000	347,000	388,400			
88	303,900	323,000	348,400	389,000			
89	304,600	324,000	349,700	389,300			
90	305,400	325,300	350,900	389,800			
91	306,200	326,500	352,100	390,300			
92	306,900	327,700	353,400	390,800			
93	307,400	328,900	354,700	391,200			
94	308,300	330,200	356,200	391,600			
95	309,200	331,400	357,700	392,100			
96	310,000	332,600	359,100	392,600			
97	310,800	333,800	360,400	393,000			
98	311,800	335,100	361,600	393,500			
99	312,700	336,300	362,700	394,000			
100	313,600	337,500	363,900	394,500			
101	314,500	338,900	365,000	394,800			
102	315,500	339,800	366,100	395,200			

103	316,500	340,800	367,200	395,700
104	317,400	341,900	368,300	396,000
105	318,200	343,000	369,500	396,300
106	318,800	344,100	370,000	396,800
107	319,400	345,100	370,600	397,300
108	320,000	346,100	371,200	397,800
109	320,500	347,300	371,800	398,100
110	321,000	348,300	372,300	398,600
111	321,400	349,300	372,700	399,100
112	321,900	350,200	373,200	399,600
113	322,700	351,100	373,600	399,900
114	323,400	352,000	374,000	400,400
115	324,100	353,000	374,500	400,900
116	324,700	354,000	375,000	401,400
117	325,300	355,000	375,400	401,800
118	326,000	355,400	375,900	402,300
119	326,700	356,000	376,500	402,700
120	327,500	356,600	377,000	403,200
121	328,100	356,900	377,200	403,600
122	328,400	357,300	377,700	
123	328,900	357,700	378,200	
124	329,400	358,100	378,600	
125	329,700	358,500	379,100	
126		358,900	379,600	
127		359,300	380,100	
128		359,700	380,600	
129		360,100	380,900	
130		360,500	381,400	
131		360,900	381,900	
132		361,300	382,400	
133		361,500	382,700	
134		362,000	383,200	
135		362,400	383,600	
136		362,700	384,000	
137		363,000	384,300	
138		363,400	384,800	
139		363,900	385,300	
140		364,400	385,800	

	141		364,700	386,100					
	142		365,200						
	143		365,700						
	144		366,200						
	145		366,500						
定年 前任 再任用 短時間 勤務員		基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円
		246,200	258,000	262,200	293,800	310,600	324,900	348,600	384,200

備考 この表は、消防吏員に適用する。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 第 1 7 条の 3 第 1 項第 1 号の改正規定（「次項」を「第 3 項」に改める部分に限る。） 公布の日
 - 第 1 7 条の 2 第 3 号及び第 4 号の改正規定、第 1 7 条の 3 第 1 項第 1 号（「禁錮」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）及び同条第 3 項第 1 号の改正規定並びに附則第 7 項の規定 令和 7 年 6 月 1 日
(号給の切替え)
- 令和 7 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において栃木市職員の給与に関する条例別表第 1 又は別表第 2 の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて

同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 4 切替日から令和8年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の栃木市職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)
- 第8条の規定の適用については、同条第1項中「支給する」とあるのは「支給する。ただし、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表又は消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものに対しては、支給しない」と、同条第2項中

「

(5) 重度心身障がい者

とあるのは

」

「

(5) 重度心身障がい者

(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事

と、

情にある者を含む。)

」

同条第3項中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」と、

「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3、

０００円とする」とする。

（令和１０年３月３１日までの間における地域手当に関する経過措置）

- ５ 切替日から令和１０年３月３１日までの間における地域手当の月額、改正後の給与条例第９条の２第２項及び第３項の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、規則で定める地域手当の級地の区分に応じて、１００分の２０を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、この項前段の地域手当の級地は、規則で定める。

（通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置）

- ６ 改正後の給与条例第１０条第４項及び第１０条の２第３項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（刑法等の一部改正に伴う経過措置）

- ７ 刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第６８号）並びに刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（令和　　年栃木市条例第　　号）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、改正後給与条例第１７条の３第１項（第１号に係る部分に限る。）及び第３項（第３号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（規則への委任）

- ８ 附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

9 栃木市職員の育児休業等に関する条例（平成22年栃木市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第20条の表第17条の5の項中「、第8条、第9条及び第9条の3」を「及び第8条」に改め、「、第9条、第9条の3」を削る。

（栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部改正）

10 栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例（平成23年栃木市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第7条中「及び第9条」を削る。

附則別表（附則第2項関係）

号給の切替表

1 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給					
	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1

11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3

34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	

57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		

80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					

103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

2 消防職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給				
	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1

9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15

32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38

55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	

78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90				
95	91				
96	92				
97	93				
98	94				
99	95				
100	96				

101	97				
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				
114	110				
115	111				
116	112				
117	113				
118	114				
119	115				
120	116				
121	117				
122	118				
123	119				

124	120				
125	121				

備考 この表は、消防吏員に適用する。

議案第 3 2 号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年栃木市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第8条第4項を削り、同条第5項中「、第3項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第4項とする。

第9条第1項中「第9条まで、」を「第8条まで及び」に改め、「及び第17条の4」を削り、同条第2項中「及び第17条第2項」を「、第17条第2項及び第17条の4第2項第1号」に、「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の95」と、給与条例第17条の4第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」に改める。

第10条第1項中「、第9条」を削る。

(栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和4年栃木市条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則第4条第7項中「、第8条、第9条及び第9条の3」を「及び第8条」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

栃木市旧栃木警察署跡地土地利用事業者審査委員会条例の一部

を改正する条例の制定について

栃木市旧栃木警察署跡地土地利用事業者審査委員会条例の一部を改正する
条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 21 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市旧栃木警察署跡地土地利用事業者審査委員会条例の一部
を改正する条例

栃木市旧栃木警察署跡地土地利用事業者審査委員会条例（平成 27 年栃木
市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「市街地整備課」を「都市計画課」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

栃木市税条例及び栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例
の制定について

栃木市税条例及び栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定するものとする。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市税条例及び栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例

(栃木市税条例の一部改正)

第1条 栃木市税条例（平成22年栃木市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第10項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第63条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第89条第2項第2号及び第139条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第149条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

(栃木市都市計画税条例の一部改正)

第2条 栃木市都市計画税条例（平成22年栃木市条例第65号）の一部を次のように改正する。

附則第10項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

栃木市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市体育施設条例の一部を改正する条例

栃木市体育施設条例（平成 22 年栃木市条例第 223 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表栃木市大柿西運動広場の項を削る。

別表第 1 栃木市大柿西運動広場の項を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 21 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

栃木市国民健康保険税条例（平成 22 年栃木市条例第 66 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項ただし書及び第 23 条第 1 項中「22 万円」を「24 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の栃木市国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

栃木市社会福祉法人等の助成に関する条例の一部を改正する条
例の制定について

栃木市社会福祉法人等の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のよ
うに制定するものとする。

令和 7 年 2 月 21 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市社会福祉法人等の助成に関する条例の一部を改正する条例

栃木市社会福祉法人等の助成に関する条例（平成 22 年栃木市条例第 121 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者（前項及び前各号に規定するものを除く。）

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

栃木市地域活動支援センター条例の一部を改正する条例の制定
について

栃木市地域活動支援センター条例の一部を改正する条例を次のように制定
するものとする。

令和 7 年 2 月 21 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市地域活動支援センター条例の一部を改正する条例

栃木市地域活動支援センター条例（平成 22 年栃木市条例第 151 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

栃木市藤岡地域活動支援センター条例

第 1 条中「栃木市地域活動支援センター」を「栃木市藤岡地域活動支援センター」に改める。

第 2 条を次のように改める。

（名称及び位置）

第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 栃木市藤岡地域活動支援センター

位置 栃木市藤岡町都賀 390 番地 13

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

栃木市地域包括支援センターの包括的支援事業の職員及び運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につい
て

栃木市地域包括支援センターの包括的支援事業の職員及び運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 21 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市地域包括支援センターの包括的支援事業の職員及び運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

栃木市地域包括支援センターの包括的支援事業の職員及び運営に関する基準を定める条例（平成26年栃木市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「員数」の次に「（運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃本市学童保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の制
定について

栃本市学童保育の実施に関する条例の一部を改正する条例を次のように制
定するものとする。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

栃本市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市学童保育の実施に関する条例の一部を改正する条例

栃木市学童保育の実施に関する条例（平成 22 年栃木市条例第 262 号）
の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「午前 8 時から午後 6 時」の次に「（市長が指定する学童保育における土曜日にあつては、午後 4 時）」を加え、同条第 2 項中「2 時間」の次に「（市長が指定する学童保育における土曜日にあつては、4 時間）」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成 26 年栃木市条例第 44 号) の一部を次のように改正する。

第 12 条第 2 項第 2 号中「30 人以上」の次に「49 人以下」を加え、同
項に次の 1 号を加える。

(3) 利用者 50 人以上の場合は、放課後児童支援員 4 人以上

第 12 条第 4 項中「おおむね」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、利用者の支援に支障がないと市長が認めるときは、この限りで
ない。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

栃木市保育所条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市保育所条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市保育所条例の一部を改正する条例

栃木市保育所条例（平成 22 年栃木市条例第 130 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表栃木市いまいずみ保育園の項を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
及び栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び栃木市
家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正す
る条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
及び栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例

(栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改
正)

第1条 栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平
成25年栃木市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「20人」を「15人」に、「30人」を「25人」
に改める。

第28条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一
部改正)

第2条 栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成26年栃木市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第26条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第30条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中
「30人」を「25人」に改める。

第32条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中
「30人」を「25人」に改める。

第45条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中
「30人」を「25人」に改める。

第48条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中

「３０人」を「２５人」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第２６条第２項並びに栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第３０条第２項、第３２条第２項、第４５条第２項及び第４８条第２項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第２６条第２項並びに栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第３０条第２項、第３２条第２項、第４５条第２項及び第４８条第２項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定
子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例の制定について

栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子
育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次
のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定
子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年栃木市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第23条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「掲示しなければならない」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第34条第3項中「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を削る。

第35条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「」を、「第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」との次に「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校

就学前子どもの区分に係る利用定員」と」を加える。

第43条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第50条第3項中「同条第1号又は第3号」を「同号又は同条第3号」に、「同項第2号」を「法第19条第2号」に改め、「含む。）」と」の次に「、
「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同条第3号に掲げる小学校就学前子ども」と」を加える。

第51条第3項中「教育・保育給付認定保護者に限る。）」と」の次に「、
「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と」を加える。

第61条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を
「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃本市条例第 号

栃本市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

栃本市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年栃本市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第4号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

別表第1中13の項及び14の項を削り、15の項を13の項とする。

別表第2の12の項中「でああって」を「であって」に改め、同表の13の項及び14の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

栃木市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市企業立地促進条例の一部を改正する条例

栃木市企業立地促進条例（平成 23 年栃木市条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「及び情報サービス」を「、情報サービス」に改め、「使用する施設」の次に「及びデータセンター」を加える。

別表立地奨励金の項中

「

1 市内の産業団地等	1 事業所の立地のために取得した投下
2 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に定める地域	固定資産の総額が 1 億円（物品の販売を行う施設は 2 億円）以上であること。
	2 事業所において常時雇用し、かつ、市内に住所を有する従業員の数が 5 人（物品の販売を行う施設は 10 人）以上であること。
	3 事業所の立地のために取得した土地の取得の日から 5 年以内に事業を開始すること。ただし、土地の取得を伴わない場合は、この限りでない。
上記以外	1 事業所の立地のために取得した投下
	固定資産の総額が 1 億円（物品の販売

を

	を行う施設は2億円)以上であること。 2 事業所において常時雇用し、かつ、市内に住所を有する従業員の数が5人(物品の販売を行う施設は10人)以上であること。 3 事業所の立地のために取得した土地の取得の日から5年以内に事業を開始すること。ただし、土地の取得を伴わない場合は、この限りでない。
--	--

1 市内の産業団地等 2 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に定める地域 3 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)第6条に規定する同意基本計画において定められた重点促進区域(本	1 事業所の立地のために取得した投下固定資産の総額が1億円(物品の販売を行う施設にあつては、2億円)以上であること。 2 事業所において常時雇用し、かつ、市内に住所を有する従業員の数が5人(物品の販売を行う施設にあつては、10人)以上であること。 3 事業所の立地のために取得した土地の取得の日(特別高圧電力を受電する事業所にあつては、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項
---	--

市の区域に属するものに限る。)	又は第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けた日) から5年以内に事業を開始すること。ただし、土地の取得を伴わない場合は、この限りでない。	
上記以外	1 事業所の立地のために取得した投下固定資産の総額が1億円(物品の販売を行う施設にあっては、2億円)以上であること。 2 事業所において常時雇用し、かつ、市内に住所を有する従業員の数が5人(物品の販売を行う施設にあっては、10人)以上であること。 3 事業所の立地のために取得した土地の取得の日(特別高圧電力を受電する事業所にあっては、建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けた日) から5年以内に事業を開始すること。ただし、土地の取得を伴わない場合は、この限りでない。	に、

「3億円」を「10億円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の栃木市企業立地促進条例の規定は、この条例の施行の日以後に奨励措置の指定を受けた事業者に係る奨励金の交付について適用し、同日前に奨励措置の指定を受けた事業者に係る奨励金の交付については、なお従前の例による。

栃木市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

栃木市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成24年栃木市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「第21条第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

栃木市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

栃木市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 21 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例の一部を
改正する条例

栃木市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例（平成 27 年栃木市
条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

栃木市空家等の適正管理及び有効活用に関する条例

第 1 条中「条例は」の次に「、空家等対策の推進に関する特別措置法（平
成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）に定めるもののほか」を加
え、「空き家等の」を「空家等の」に、「空き家等が管理不全な状態となる
ことを防止する」を「空家等が適正に管理される」に改める。

第 2 条第 1 号を次のように改める。

- (1) 空家等 法第 2 条第 1 項に規定する空家等のうち、市内に存するもの
をいう。

第 2 条第 3 号を削り、同条第 2 号中「空き家等」を「空家等」に改め、同
号を同条第 4 号とし、同条第 1 号の次に次の 2 号を加える。

- (2) 特定空家等 法第 2 条第 2 項に規定する特定空家等のうち、市内に存
するものをいう。
- (3) 管理不全空家等 法第 13 条第 1 項に規定する管理不全空家等のうち、
市内に存するものをいう。

第 3 条を削る。

第 4 条第 1 項中「空き家等」を「空家等」に改め、同条を第 3 条とする。

第 5 条中「及び自治会」を「、自治会及び法第 23 条第 1 項の規定による

指定を受けた空家等管理活用支援法人」に、「空き家等」を「空家等」に改め、同条を第4条とする。

第6条の見出し中「空き家等」を「空家等」に改め、同条中「所有」を「所有し、」に、「管理不全な状態に」を「管理不全空家等又は特定空家等に該当することと」に改め、同条を第5条とする。

第7条中「空き家等」を「空家等」に改め、同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

(空家等対策計画の策定)

第7条 市は、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、法第7条第1項に規定する空家等対策計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めるものとする。

第8条を次のように改める。

(協議会の設置)

第8条 市は、法第8条第1項の規定に基づき、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項について協議するため、栃木市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、空家等に関する対策の推進に関し必要な事項

3 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

4 委員は、市長のほか、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域住民
- (2) 市議会議員

- (3) 法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する専門的な知識を有する者
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。
- 8 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 9 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 10 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、市長が招集する。
- 11 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 12 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。
- 14 協議会の庶務は、都市建設部建築住宅課において処理する。
- 15 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第9条から第14条までを削る。

第15条第1項中「空き家等」を「空家等」に改め、「、第10条から第13条までの規定によることなく」を削り、同条を第9条とする。

第16条第1項中「空き家等」を「空家等」に改め、同条第2項中「管理不全な状態の空き家等を」を「適正な管理が行われていない空家等の状態を改善し、又は」に改め、同条を第10条とする。

第 17 条の見出し中「空き家等」を「空家等」に改め、同条第 1 項中「空き家等」を「空家等」に、「管理不全な状態に」を「管理不全空家等又は特定空家等に該当することと」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「空き家等」を「空家等」に改め、同条を第 11 条とする。

第 18 条中「空き家等の管理不全な」を「適正な管理が行われていない空家等の」に、「管理不全な状態にある空き家等」を「当該空家等」に改め、同条を第 12 条とする。

第 19 条を第 13 条とする。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市手数料条例の一部を改正する条例

栃木市手数料条例（平成 22 年栃木市条例第 68 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 の項中「第 6 条第 1 項」の次に「又は第 18 条第 2 項」を加え、

「

建築物に関する確認申請手数料	
申請部分の床面積の合計	申請 1 件につき
30 平方メートル以内のもの	9,000 円
30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内	15,000 円
100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内	23,000 円
200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内	37,000 円
500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内	66,000 円
1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内	94,000 円
2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内	190,000 円

を

10,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以内	310,000円
50,000平方メートルを超えるもの	560,000円
確認を受けた建築物の計画の変更の場合及び建築物の移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は用途変更の場合は、変更、移転、修繕、模様替等に係る面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、増加する部分の床面積）を床面積とする。	

「

建築物に関する確認申請手数料 次に掲げる金額を合算した金額

1 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

申請部分の床面積の合計	申請1件につき
30平方メートル以内の場合	9,000円
30平方メートルを超え100平方メートル以内の場合	16,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以内の場合	28,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以内の場合	43,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	66,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	94,000円

2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	190,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の場合	310,000円
50,000平方メートルを超える場合	560,000円
確認を受けた建築物の計画の変更の場合及び建築物の移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は用途変更の場合は、変更、移転、修繕、模様替等に係る面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、増加する部分の床面積）を床面積とする。	

2 仕様基準（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（に

平成27年法律第53号）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（47の項において「建築物エネルギー消費性能基準」という。）であって、市長が指定するものをいう。47の項において同じ。）に適合するかどうかの審査を要する建築物については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (1) 建築物が一戸建ての住宅である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

申請部分の床面積の合計	申請1件につき
200平方メートル未満の場合	11,000円
200平方メートル以上の場合	13,000円

- (2) 建築物が長屋又は共同住宅である場合 次に掲げる場合の区分

に応じ、それぞれ次に定める金額

申請部分の床面積の合計	申請 1 件につき
3 0 0 平方メートル未満の場合	2 1, 0 0 0 円
3 0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0 平方メートル未満の場合	3 4, 0 0 0 円
2, 0 0 0 平方メートル以上 5, 0 0 0 平方メートル未満の場合	5 4, 0 0 0 円
5, 0 0 0 平方メートル以上の場合	7 1, 0 0 0 円
合	

」

改め、同表の 2 の項中「第 7 条第 1 項」を「第 7 条第 4 項又は第 1 8 条第 2 1 項」に、

「

3 0 平方メートルを超え 1 0 0 平方メートル以内	2 0, 0 0 0 円
------------------------------	--------------

を

」

「

3 0 平方メートルを超え 1 0 0 平方メートル以内	2 2, 0 0 0 円
------------------------------	--------------

に、

」

「2 5, 0 0 0 円」を「3 2, 0 0 0 円」に、「3 6, 0 0 0 円」を「5 0, 0 0 0 円」に、「6 3, 0 0 0 円」を「7 5, 0 0 0 円」に、「8 1, 0 0 0 円」を「9 7, 0 0 0 円」に、「1 5 0, 0 0 0 円」を「1 8 0, 0 0 0 円」に、「2 4 0, 0 0 0 円」を「2 8 0, 0 0 0 円」に、「4 7 0, 0

〇〇円」を「560,000円」に、「24,000円」を「27,000円」に、「35,000円」を「42,000円」に、「61,000円」を「73,000円」に、「78,000円」を「93,000円」に、「140,000円」を「160,000円」に、「230,000円」を「270,000円」に、「460,000円」を「550,000円」に改め、同表の3の項中「第7条の3第1項」を「第7条の3第4項又は第18条第29項」に改め、同表の41の項中「区分1及び2に」を「区分に応じ、それぞれ次に」に改め、同項の3の(1)を次のように改める。

- (1) 法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査 床面積（建築する建築物の当該建築に係る部分の床面積に限る。）の合計に応じ、1の項の建築物に関する確認申請手数料の1及び2に定める金額を合算した金額

別表第2の44の項の1の(1)中「（平成27年法律第53号）第15条第1項」を「第14条第1項」に改め、同項の2の(1)を次のように改める。

- (1) 床面積（建築物を建築する場合にあっては当該建築に係る部分の床面積、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合にあっては当該修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1）の合計に応じ、1の項の建築物に関する確認申請手数料の1及び2に定める金額を合算した金額

別表第2の47の項及び48の項を次のように改める。

47 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定に	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	次に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
		1 一戸建ての住宅に係る

基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定

建築物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 性能基準（建築物エネルギー消費性能基準であって、市長が指定するものをいう。以下この項において同じ。）を用いる場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が 200 平方メートル未満の場合 32,000 円

イ 床面積の合計が 200 平方メートル以上の場合 36,000 円

(2) 性能基準と仕様基準を併用する場合 次に掲げる場合の区分に応

じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が 2
0 0 平方メートル未
満の場合 2 4, 0
0 0 円

イ 床面積の合計が 2
0 0 平方メートル以
上の場合 2 6, 0
0 0 円

2 その全部を工場、倉庫、
危険物の貯蔵若しくは処
理に供するもの、水産物
の増殖場若しくは養殖場、
卸売市場、火葬場又はと
畜場、汚物処理場、ごみ
焼却場その他の処理施設
の用途に供する建築物に
係る建築物エネルギー消
費性能適合性判定 次に
掲げる場合の区分に応じ、
それぞれ次に定める金額

(1) モデル建物法（建築
物エネルギー消費性能

基準であって、市長が
指定するものをいう。

以下この項において同
じ。)を用いる場合
次に掲げる場合の区分
に応じ、それぞれ次に
定める金額

ア 床面積の合計が3
00平方メートル未
満の場合 18,0
00円

イ 床面積の合計が3
00平方メートル以
上1,000平方メ
ートル未満の場合
25,000円

ウ 床面積の合計が1
,000平方メート
ル以上2,000平
方メートル未満の場
合 35,000円

エ 床面積の合計が2
,000平方メート
ル以上5,000平

方メートル未満の場合

合 89,000円

オ 床面積の合計が5

,000平方メートル

以上10,000

平方メートル未満の

場合 130,00

0円

カ 床面積の合計が1

0,000平方メートル

以上25,00

0平方メートル未満

の場合 160,0

00円

キ 床面積の合計が2

5,000平方メートル

以上の場合 2

00,000円

(2) 標準入力法・主要室

入力法（建築物エネルギー

消費性能基準であ

って、市長が指定する

ものをいう。以下この

項において同じ。）を

用いる場合 次に掲げる
場合の区分に応じ、
それぞれ次に定める金
額

ア 床面積の合計が 3
0 0 平方メートル未
満の場合 2 1, 0
0 0 円

イ 床面積の合計が 3
0 0 平方メートル以
上 1, 0 0 0 平方メ
ートル未満の場合
2 9, 0 0 0 円

ウ 床面積の合計が 1
, 0 0 0 平方メート
ル以上 2, 0 0 0 平
方メートル未満の場
合 4 0, 0 0 0 円

エ 床面積の合計が 2
, 0 0 0 平方メート
ル以上 5, 0 0 0 平
方メートル未満の場
合 9 5, 0 0 0 円

オ 床面積の合計が 5

， 0 0 0 平方メートル以上 1 0， 0 0 0 平方メートル未満の場合 1 4 0， 0 0 0 円

カ 床面積の合計が 1 0， 0 0 0 平方メートル以上 2 5， 0 0 0 平方メートル未満の場合 1 7 0， 0 0 0 円

キ 床面積の合計が 2 5， 0 0 0 平方メートル以上の場合 2 1 0， 0 0 0 円

3 1 及び 2 に掲げる建築物以外の建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げる金額を合算した金額

(1) 住宅部分 ((2)に係るものを除く。)について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ

れ次に定める金額

ア 性能基準を用いる

場合 次に掲げる場

合の区分に応じ、そ

れぞれ次に定める金

額

(ア) 床面積の合計が

200平方メートル

未満の場合 3

2,000円

(イ) 床面積の合計が

200平方メートル

以上の場合 3

6,000円

イ 性能基準と仕様基

準を併用する場合

次に掲げる場合の区

分に応じ、それぞれ

次に定める金額

(ア) 床面積の合計が

200平方メートル

未満の場合 2

4,000円

(イ) 床面積の合計が

200平方メートル

ル以上の場合 2

6,000円

(2) 共同住宅等の部分について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 性能基準を用いる

場合 次に掲げる場合

の区分に応じ、そ

れぞれ次に定める金

額

(7) 床面積の合計が

300平方メートル

未満の場合 6

5,000円

(4) 床面積の合計が

300平方メートル

以上2,000

平方メートル未満

の場合 100,

000円

(7) 床面積の合計が

2,000平方メ

一トル以上5, 0

00平方メートル

未満の場合 18

0, 000円

(エ) 床面積の合計が

5, 000平方メ

ートル以上の場合

260, 000

円

イ 性能基準と仕様基

準を併用する場合

次に掲げる場合の区

分に応じ、それぞれ

次に定める金額

(ア) 床面積の合計が

300平方メート

ル未満の場合 4

8, 000円

(イ) 床面積の合計が

300平方メート

ル以上2, 000

平方メートル未満

の場合 80, 0

00円

(ウ) 床面積の合計が

2, 0 0 0 平方メ

ートル以上 5, 0

0 0 平方メートル

未満の場合 1 4

0, 0 0 0 円

(エ) 床面積の合計が

5, 0 0 0 平方メ

ートル以上の場合

2 0 0, 0 0 0

円

(3) 非住宅部分について、

次に掲げる場合の区分

に応じ、それぞれ次に

定める金額

ア モデル建物法を用

いる場合 次に掲げ

る場合の区分に応じ、

それぞれ次に定める

金額

(イ) 床面積の合計が

3 0 0 平方メート

ル未満の場合 8

2, 0 0 0 円

(イ) 床面積の合計が
300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 100,000円

(ウ) 床面積の合計が
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 130,000円

(エ) 床面積の合計が
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 220,000円

(オ) 床面積の合計が
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 290,000円

(カ) 床面積の合計が
10,000平方
メートル以上25
,000平方メー
トル未満の場合

340,000円

(キ) 床面積の合計が
25,000平方
メートル以上の場
合 400,00
0円

イ 標準入力法・主要
室入力法を用いる場
合 次に掲げる場合
の区分に応じ、それ
ぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が
300平方メート
ル未満の場合 2
10,000円

(イ) 床面積の合計が
300平方メート
ル以上1,000
平方メートル未満

の場合 260,

000円

(ウ) 床面積の合計が

1,000平方メ

ートル以上2,0

00平方メートル

未満の場合 34

0,000円

(エ) 床面積の合計が

2,000平方メ

ートル以上5,0

00平方メートル

未満の場合 49

0,000円

(オ) 床面積の合計が

5,000平方メ

ートル以上10,

000平方メート

ル未満の場合 6

00,000円

(カ) 床面積の合計が

10,000平方

メートル以上25

,000平方メー

		トル未満の場合 710,000円 (キ) 床面積の合計が 25,000平方メートル以上の場 合 810,000円
48 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第1条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定又は建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更であることの証明の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定又は建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更であることの証明の申請に対する審査手数料	前項の右欄に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額

別表第2の49の項を削る。

別表第2の50の項中「第34条第1項」を「第29条第1項」に改め、

同項の１の(1)中「第３５条第１項第１号」を「第３０条第１項第１号」に、
「第１５条第１項」を「第１４条第１項」に改め、同項の１の(2)のア及びイ
を次のように改める。

ア 一戸建ての住宅に係る申請 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞ
れ次に定める金額

(ア) 誘導性能基準（建築物エネルギー消費性能誘導基準であって、市
長が指定するものをいう。以下この項及び次項において同じ。）を
用いる場合 ４７の項の右欄の１の(1)に規定する金額

(イ) 誘導仕様基準（建築物エネルギー消費性能誘導基準であって、市
長が指定するものをいう。以下この項及び次項において同じ。）を
用いる場合 次の表の左欄に掲げる床面積の合計に係る場合の区分
に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額

２００平方メートル未満の場合	１６，０００円
２００平方メートル以上の場合	１８，０００円

(ウ) 誘導性能基準と誘導仕様基準を併用する場合 ４７の項の右欄の
１の(2)に規定する金額

イ アに掲げる申請以外の申請 次に掲げる金額を合算した金額

(ア) 住宅部分（(エ)から(カ)までに係るものを除き、誘導性能基準を用
いるものに限る。）について、４７の項の右欄の３の(1)のアに規定
する金額

(イ) 住宅部分（(エ)から(カ)までに係るものを除き、誘導仕様基準を用
いるものに限る。）について、次の表の左欄に掲げる床面積の合計
に係る場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額

２００平方メートル未満の場合	１６，０００円
----------------	---------

200平方メートル以上の場合	18,000円
----------------	---------

(ウ) 住宅部分（(エ)から(カ)までに係るものを除き、誘導性能基準と誘導仕様基準を併用するものに限る。）について、47の項の右欄の3の(1)のイに規定する金額

(エ) 共同住宅等の部分（誘導性能基準を用いるものに限る。）について、47の項の右欄の3の(2)のアに規定する金額

(オ) 共同住宅等の部分（誘導仕様基準を用いるものに限る。）について、次の表の左欄に掲げる床面積の合計に係る場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額

300平方メートル未満の場合	31,000円
300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	53,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	97,000円
5,000平方メートル以上の場合	140,000円

(カ) 共同住宅等の部分（誘導性能基準と誘導仕様基準を併用するものに限る。）について、47の項の右欄の3の(2)のイに規定する金額

(キ) 非住宅部分（モデル建物法（建築物エネルギー消費性能誘導基準であって、市長が指定するものをいう。次項において同じ。）を用いるものに限る。）について、47の項の右欄の3の(3)のアに規定する金額

(ク) 非住宅部分（標準入力法・主要室入力法（建築物エネルギー消費性能誘導基準であって、市長が指定するものをいう。次項において

同じ。)を用いるものに限る。)について、次の表の左欄に掲げる床面積の合計に係る場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額

300平方メートル未満の場合	210,000円
300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	260,000円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	340,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	490,000円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合	600,000円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合	710,000円
25,000平方メートル以上の場合	810,000円

別表第2の50の項の2の(1)を次のように改める。

- (1) 床面積（建築物を建築する場合にあっては当該建築に係る部分の床面積、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合にあっては当該修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1）の合計に応じ、1の項の建築物に関する確認申請手数料の1及び2に定める金額を合算した金額

別表第2の50の項を同表の49の項とする。

別表第2の51の項中「第36条第1項」を「第31条第1項」に改め、同項の1の(2)のウの(ア)中「(イ)に係るものを除く。」を「(エ)から(カ)まで

に係るものを除き、誘導性能基準を用いるものに限る。」に改め、同項の 1 の(2)のウの(イ)中「共同住宅等の部分」を「住宅部分（(エ)から(カ)までに係るものを除き、誘導仕様基準を用いるものに限る。）」に改め、同項の 1 の(2)のウの(ウ)中「非住宅部分（モデル建物法を用いるものに限る。）」を「住宅部分（(エ)から(カ)までに係るものを除き、誘導性能基準と誘導仕様基準を併用するものに限る。）」に改め、同項の 1 の(2)のウの(エ)中「非住宅部分（標準入力法・主要室入力法を用いるものに限る。）」を「共同住宅等の部分（誘導性能基準を用いるものに限る。）」に改め、同項の 1 の(2)のウ中(オ)を(ケ)とし、(エ)の次に次のように加える。

(オ) 計画の認定を受けた共同住宅等の部分（誘導仕様基準を用いるものに限る。）について、前項の右欄の 1 の(2)のイの(オ)に規定する金額の 2 分の 1 に相当する金額

(カ) 計画の認定を受けた共同住宅等の部分（誘導性能基準と誘導仕様基準を併用するものに限る。）について、前項の右欄の 1 の(2)のイの(カ)に規定する金額の 2 分の 1 に相当する金額

(キ) 計画の認定を受けた非住宅部分（モデル建物法を用いるものに限る。）について、前項の右欄の 1 の(2)のイの(キ)に規定する金額の 2 分の 1 に相当する金額

(ク) 計画の認定を受けた非住宅部分（標準入力法・主要室入力法を用いるものに限る。）について、前項の右欄の 1 の(2)のイの(ク)に規定する金額の 2 分の 1 に相当する金額

別表第 2 の 5 1 の項を同表の 5 0 の項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

5 1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促	次に掲げる金額を合算した金額 1 床面積（建築物を建築する場合にあっては当
------------------------	--

進に関する法律（平成
18年法律第91号）
第17条第4項の規定
に基づく特定建築物の
建築等の計画の認定に
伴う適合通知の申出に
対する審査

該建築に係る部分の床面積、大規模の修繕又は
大規模の模様替をする場合にあっては当該修繕
又は模様替に係る部分の床面積の2分の1）の
合計に応じ、1の項の建築物に関する確認申請
手数料の1及び2に定める金額を合算した金額
2 建築基準法第6条の3第1項の構造計算適合
性判定（以下この項及び次項において「構造計
算適合性判定」という。）を要する建築物に該
当する一の建築物（同法第20条第2項の規定
により一の建築物の部分が別の建築物とみなさ
れる場合にあっては、当該建築物の部分）ごと
に次に掲げる構造計算適合性判定の区分に応
じ、それぞれ次に定める金額を算出して得た金
額を合算した金額

- (1) 建築基準法第20条第1項第2号イ又は第
3号イの構造計算が同項第2号イ又は第3号
イに規定するプログラムにより適正に行われ
たものであるかどうかの構造計算適合性判定
次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次
に定める金額

ア 床面積（構造計算適合性判定に係る部分
の床面積に限る。イからオまで及び(2)に
おいて同じ。）の合計が1,000平方メ
ートル以内の場合 120,700円

イ 床面積の合計が1,000平方メートル
を超え2,000平方メートル以内の場合

150,400円

ウ 床面積の合計が2,000平方メートル
を超え10,000平方メートル以内の場合

164,700円

エ 床面積の合計が10,000平方メートル
を超え50,000平方メートル以内の場合

208,700円

オ 床面積の合計が50,000平方メートル
を超える場合

353,900円

(2) (1)に掲げる構造計算適合性判定以外の構造計算適合性判定 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が1,000平方メートル
以内の場合

174,600円

イ 床面積の合計が1,000平方メートル
を超え2,000平方メートル以内の場合

232,900円

ウ 床面積の合計が2,000平方メートル
を超え10,000平方メートル以内の場合

267,000円

エ 床面積の合計が10,000平方メートル
を超え50,000平方メートル以内の場合

	場合 352,800円 オ 床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合 648,700円 3 建築基準法第87条の4に規定する建築設備が設置される建築物については、一の建築設備ごとに15,000円（小荷物専用昇降機については、7,000円）
--	---

別表第2の52の項を次のように改める。

52 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第18条第2項において準用する同法第17条第4項の規定に基づく特定建築物の建築等の計画の変更の認定に伴う適合通知の申出に対する審査	次に掲げる金額を合算した金額 1 床面積（建築物の計画の変更に係る部分にあつては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1、床面積の増加する部分にあつては当該増加する部分の床面積、建築物の計画を変更し、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合にあつては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1）の合計に応じ、前項の右欄の1に規定する金額 2 構造計算適合性判定を要する建築物に該当する建築物については、前項の右欄の2に規定する金額 3 建築基準法第87条の4に規定する建築設備が設置される建築物については、当該建築設備の計画を変更した建築設備にあつては当該変更に係る一の建築設備ごとに8,000円（小荷物専用昇降機については、7,000円）
---	---

	物専用昇降機については、6,000円)、新たに設置する建築設備にあつては前項の右欄の3に規定する金額
--	--

別表第3に次の1項を加える。

8 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第18条第1項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する中間検査	中間検査を行う部分の土地の面積	0.3ヘクタール以内のもの	3,700円
		0.3ヘクタールを超え2ヘクタール以内	5,600円
		2ヘクタールを超え4ヘクタール以内	9,400円
		4ヘクタールを超え7ヘクタール以内	16,000円
		7ヘクタールを超え10ヘクタール以内	28,000円
		10ヘクタールを超えるもの	39,000円

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

栃木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

栃木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正
する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の
一部を改正する条例

栃木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 22 年
栃木市条例第 200 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

静戸中央東地 区整備計画区 域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された小山栃 木都市計画静戸中央東地区計画の区域のうち、地区整備計 画が定められた区域
-----------------------	---

別表第 2 に次のように加える。

静戸 中央 東地 区整 備計 画区 域	全地 区	次に掲げる建築物以外のもの (1) 倉庫（ただし、法別表 第 2（る）項第 2 号に掲 げるものを除く。） (2) 事務所 (3) 車庫 (4) 前 3 号の建築物に附属 するもの			1, 地区境界線、道 00 路境界線及び水 0 平路境界線（管理 方メ用道路を含む。） ートまでの距離は 2 ルメートル以上と し、隣地境界線 までの距離は 1 メートル以上と する。	地盤面 から 1 0 メー トル以 下とす る。
---------------------------------------	---------	---	--	--	---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成22年栃木市条例第231号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「通勤手当」の次に「、単身赴任手当、在宅勤務等手当」を加える。

第5条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第6条中「自ら居住するため住宅を借り受け家賃を支払っている」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、家賃（使用料を含む。次号において同じ。）を支払っている職員（管理者が定める職員を除く。）
- (2) 第8条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅（管理者が定めるものを除く。）を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの

第20条中「及び第6条」を削り、同条を第22条とし、第14条から第19条までを2条ずつ繰り下げる。

第13条第1項中「第9条」を「第11条」に、「第10条第2項」を「第12条第2項」に、「第11条」を「第13条」に改め、同条を第15

条とする。

第12条第2項中「第9条」を「第11条」に、「第10条第2項」を「第12条第2項」に改め、同条を第14条とする。

第11条を第13条とし、第8条から第10条までを2条ずつ繰り下げ、第7条の次に次の2条を加える。

(単身赴任手当)

第8条 単身赴任手当は、事業所を異にする異動又は在勤する事業所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事業所の移転の直前の住居から当該異動又は事業所の移転の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業所に通勤することが、通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、前項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

(在宅勤務等手当)

第9条 在宅勤務等手当は、住居その他これに準ずるものとして管理者が定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他管理者が定める時間を除く。）の全部を勤務することを、管理者が定める期間以上の期間について1月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に対して支給する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

- 2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条の規定の適用については、同条第1項中「支給する」とあるのは「支給する。ただし、次項第5号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものに対しては、支給しない」と、同条第2項中

「

（4） 重度心身障がい者

とあるのは

」

「

（4） 重度心身障がい者

（5） 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

とする。

」

栃木市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部
を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する
条例の一部を改正する条例

栃木市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例（平成24年栃木市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「の土木工学科」を「において土木工学科」に改め、「において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「2年以上水道」を「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）」に改め、「者」の次に「（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第2号中「の土木工学科又はこれに」を「において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3年以上水道」を「4年以上水道等」に改め、「者」の次に「（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第3号中「高等専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第8号中「もの」を「者」に、「水道に」を「水道等に」に、「有する者」を「有するもの（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同号を同条第10号とし、同条第7号中「若しくは第2号」を「から第6号まで」に改め、「及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程」及び「又は学科目」を削り、「水道」を「水道

等」に改め、「者」の次に「（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第9号とし、同条第6号中「にあっては1年以上」を「にあっては2年以上」に、「2年以上水道」を「3年以上水道等」に、「有する者」を「有するもの（第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同号を同条第8号とし、同条第5号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第7号とし、同条第4号中「中等教育学校」の次に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第4条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第4条に次の1号を加える。

- (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び

第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第5条第1号を次のように改める。

- (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第5条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「同条第1号の卒業者」を「同条第1号に規定する学校を卒業した者」に、「同条第3号の卒業者」を「同条第3号に規定する学校を卒業した者」に、「同条第4号の卒業者」を「同条第5号に規定する学校を卒業した者」に改め、同条第4号中「及び第4号」を「及び第5号」に、「学科目」を「課程」に、「同条第1号の卒業者」を「同条第1号に規定する学校の卒業者」に、「同条第3号の卒業者」を「同条第3号に規定する学校の卒業者」に、「同条第4号の卒業者」を「同条第5号に規定する学校の卒業者」に改め、同条第5号中「において、」の次に「第1号若しくは」を

加え、「学科目」を「課程」に改め、同条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改め、同条に次の2号を加える。

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第5条第6号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の栃木市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例第5条第6号に規定する講習の課程を修了した者については、この条例による改正後の栃木市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例第5条第6号に規定する者とみなす。

栃木市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防
止に関する条例を廃止する条例の制定について

栃木市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する
条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防
止に関する条例を廃止する条例

栃木市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する
条例（平成２２年栃木市条例第１６１号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前になされたこの条例による廃止前の栃木市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下「旧条例」という。）第１０条の規定による許可の申請又は旧条例第１７条第１項の規定による変更の許可の申請であって、この条例の施行の際、許可又は変更の許可をするかどうかの処分がされていないものについての許可又は変更の許可の処分については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第１０条の規定によりされている許可については、当該許可に係る特定事業が完了するまでの間、なおその効力を有するものとし、当該許可に係る特定事業に関する旧条例第１１条から第１３条まで及び第１５条から第３５条までの規定の適用については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行前に旧条例第１０条の規定に違反して特定事業を行った者については、旧条例第２９条第３項及び第３０条の規定は、なおその効力を有する。

- 5 この条例の施行前にした旧条例第28条第1項又は第29条各項の規定による命令については、なおその効力を有する。
- 6 この条例の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

栃木市西方さくらホーム条例を廃止する条例の制定について

栃木市西方さくらホーム条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市西方さくらホーム条例を廃止する条例

栃木市西方さくらホーム条例（平成 23 年栃木市条例第 33 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

栃木市民間保育所設置運営事業者審査委員会条例を廃止する条
例の制定について

栃木市民間保育所設置運営事業者審査委員会条例を廃止する条例を次のよ
うに制定するものとする。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市民間保育所設置運営事業者審査委員会条例を廃止する条例

栃木市民間保育所設置運営事業者審査委員会条例（令和 3 年栃木市条例第 54 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

工事請負契約の締結について

次により工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 21 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 平井川第 2 調節池整備工事 |
| 2 | 契約の方法 | 事後審査型条件付き一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 316,800,000 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 栃木市皆川城内町 1833 番地
日向野・坂本特定建設工事共同企業体
代表者 日向野建設株式会社
代表取締役 岡 忠昭 |

財産の無償貸付けについて

とちぎメディカルセンター敷地として、次の財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

1 財産の表示

種別	所 在	面 積
土地	栃木市境町 5 番 2、5 番 3 の各一部	4, 1 5 0. 5 9 m ²

2 無償で貸付けする期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日

3 無償貸付けの相手方

栃木市境町 2 7 番 2 1 号

一般財団法人とちぎメディカルセンター

代表理事理事長 森田 辰男

4 無償貸付けの条件

無償で貸付ける土地は、とちぎメディカルセンター敷地として使用するものとし、他の目的に供してはならない。

財産の取得の変更について

令和 6 年第 3 回栃木市議会定例会において、議案第 8 1 号として議決を経た財産の取得（公共施設（10施設）LED照明器具）の一部について、次のとおり変更する。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

取得予定価格を 4 2, 4 3 9, 3 2 0 円とする。

財産の処分について

次の財産を売却することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 21 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

1 財 産 の 表 示

種別	地目	面 積	所 在
土地	宅地、田、 畑、雑種地	57,149.34㎡	栃木市吹上町字芝原 924番地他167筆

2 売 却 の 方 法 随意契約による売却

3 売却予定価格 1,324,721,699円

4 売 却 相 手 東京都千代田区大手町二丁目3番1号

NTTグローバルデータセンター株式会社

代表取締役社長 鈴木康雄

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次の路線を市道として認定したいので、同条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

道路の種類

その他路線

路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
市道 1 3 4 9 9 号線	川原田町	川原田町	
市道 2 1 2 2 5 号線	大平町真弓	大平町真弓	
市道 2 1 2 2 6 号線	大平町真弓	大平町真弓	
市道 3 1 2 8 2 号線	藤岡町都賀	藤岡町都賀	
市道 4 3 4 0 6 号線	都賀町平川	都賀町平川	
市道 4 3 4 0 7 号線	都賀町平川	都賀町平川	
市道 4 3 4 0 8 号線	都賀町平川	都賀町平川	
市道 4 3 4 0 9 号線	都賀町平川	都賀町平川	
市道 4 3 4 1 0 号線	都賀町平川	都賀町平川	
市道 4 3 4 1 1 号線	都賀町平川	都賀町平川	

市道 4 3 4 1 2 号線	都賀町平川	都賀町平川	
市道 4 3 4 1 3 号線	都賀町平川	都賀町平川	

市道路線の変更について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 2 項の規定に基づき、次の路線を変更したいので、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

道路の種類

その他路線

路 線 名	旧新 別	起 点	終 点	重要な経過地
市道 2 1 2 0 9 号線	旧	大平町西野田	大平町真弓	
	新	大平町西野田	大平町真弓	
市道 2 3 0 0 9 号線	旧	大平町川連	大平町川連	
	新	大平町川連	大平町下皆川	
市道 6 1 2 2 4 号線	旧	岩舟町静和	岩舟町静和	
	新	岩舟町静和	岩舟町静和	

議案第 6 2 号

教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

住 所 栃木市大平町伯仲 1 7 4 1 番地

氏 名 五十嵐 幸男

生年月日 昭和 4 0 年 1 月 2 1 日

教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

住 所 栃木市岩舟町鷺巣 3 0 9 番地 2

氏 名 岩崎 好宏

生年月日 昭和 4 7 年 3 月 1 2 日

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることに
ついて

次の者を本市固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方
税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により議会の同
意を求める。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

住 所 栃木市片柳町 4 丁目 1 番 2 0 号

氏 名 諏訪 晃

生年月日 昭和 1 9 年 1 月 3 日

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることに
ついて

次の者を本市固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方
税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により議会の同
意を求める。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

住 所 栃木市大平町西野田 2 0 1 6 番地 6

氏 名 高 際 悦 子

生年月日 昭和 3 9 年 1 1 月 2 1 日

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることに
ついて

次の者を本市固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方
税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により議会の同
意を求める。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

住 所 栃木市都賀町家中 4 3 4 7 番地

氏 名 松島 誠

生年月日 昭和 3 8 年 3 月 3 0 日

議案第 6 7 号

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることに
ついて

次の者を本市固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方
税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により議会の同
意を求める。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

住 所 栃木市藤岡町蛭沼 1 1 8 8 番地 3

氏 名 綾部 一成

生年月日 昭和 5 2 年 2 月 2 2 日

議案第 6 8 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することについて、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

住 所 栃木市藤岡町大前 3 1 9 0 番地

氏 名 藤野 喜代子

生年月日 昭和 3 1 年 1 月 1 4 日

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することについて、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

令和 7 年 2 月 21 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

住 所 栃木市藤岡町藤岡 2737 番地

氏 名 矢口 稔

生年月日 昭和 28 年 9 月 9 日

議案第 70 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することについて、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

令和 7 年 2 月 21 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

住 所 栃木市平柳町 3 丁目 47 番 3 号

氏 名 益子 里香

生年月日 昭和 56 年 5 月 9 日

栃木市民憲章

栃木市は、豊かな自然に恵まれ、栃木県名発祥の地として、歴史と文化が息づくまちです。

わたしたちは、この美しいふるさとに誇りと愛着をもち、誰もが住みよい平和で豊かな未来をつくるため、この憲章を定め行動します。

- 1 笑顔であいさつを交わし、相手を思いやります
- 1 自然と伝統を大切にし、美しい環境をつくります
- 1 交通安全や防災を心がけ、互いに助け合います
- 1 健やかなからだをつくり、生きがいをもって働きます
- 1 広い視野で多くを学び、まちづくりに参加します

令和2年10月10日

栃木県栃木市

